

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人いずみ会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的および意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人いずみ会（以下「法人」という。）の定款第9条、第23条及び社会福祉法人いずみ会評議員選任・解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、役員、評議員及び選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員選任・解任委員には職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤職員が理事又は評議員選任・解任委員となった場合の報酬については、その職務の一環としての業務として捉え、役員報酬は支給しない。

(報酬の計算期間)

第4条 報酬の計算期間は、常勤役員は毎月1日から末日までとし、非常勤の役員等は毎会計年度4月1日から3月31日までとする。

(報酬等の額を決定)

第5条 この法人の全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

3 この法人の理事長及び個々の非常勤理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員に対する報酬は、別表「報酬表」に定める額とする。

4 役員等が他法人からの出向者である場合は、出向元の給与規程に基づき、出向元から支給するものとする。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支給するものとし、また前払いを要するものについては、前もって支給することができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

3 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費を含む。)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第7条 月額報酬等(旅費を除く。)は、毎月25日に支給するものとする。
なお、支給日が休日及び金融機関が休業のときは、前日に繰り上げて支給するものとする。

2 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等は、毎会計年度3月25日に本人名義の金融機関口座へ振込にて支給するものとする。ただし、支給日が金融機関の休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支給するものとする。

3 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員が会計年度の途中で退任した場合又は解任された場合の報酬は、退任又は解任後速やかに支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は、原則として本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、本人の申出があった場合又は本人名義の金融機関口座への振り込みが困難な場合は通貨をもって支給することができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出

のあった立替金等を控除して支給する。

- 3 報酬等は、非常勤の役員等が会計年度の途中で選任又は解任された場合、又は退任した場合は月割計算して支給する。ただし、重任された場合は全額支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 報酬表

役 職 名	報 酬 額
理事長	月額 100,000円
非常勤理事	年額 30,000円 (源泉税控除後)
監事	年額 55,000円 (源泉税控除後)
評議員	年額 25,000円 (源泉税控除後)
評議員選任・解任委員	日額 10,000円 (源泉税控除後)